

第2次募集



赤い羽根 わかやま

和歌山県の福祉関係の皆様へ

平成30年度和歌山県赤い羽根共同募金 助成申請の手引き

〈平成31年度(2019年度)に実施する助成事業向け〉

目次

赤い羽根共同募金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

平成30年度赤い羽根共同募金助成【募集要項】について・・P2～P4

助成申請書類作成に係る留意事項について・・・・・・・・・・P5～P8

(参考)助成決定後の事業の手続きについて・・・・・・・・・・P9

『赤い羽根自販機』で社会貢献しませんか？・・・・・・・・・・P10～P11

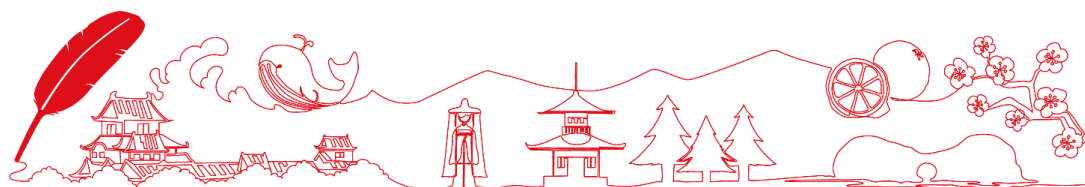
平成30年度赤い羽根共同募金助成申請書(第2次募集)(様式1)は、下記の本会ホームページ(URL)から、ダウンロードして下さい。

社会福祉法人和歌山県共同募金会 URL <http://www.akaihane-wakayama.or.jp/>
〒640-8319

和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

TEL 073-435-5231 Email info@akaihane-wakayama.or.jp

和歌山県共同募金会



平成30年11月作成



赤い羽根共同募金について

赤い羽根共同募金とは！

赤い羽根共同募金(以下、共同募金)は、社会福祉法に規定されている民間の募金活動で、「ボランティア」の募金活動に支えられています。



共同募金の意味と歴史！

共同募金は、民間の運動として戦後直後の昭和 22 年に、住民が主体の取り組みとして出発し、当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

そして 70 年以上たった今、社会構造の大きな変化の中で、様々な地域福祉の課題に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、住民の優しさや思いやりを届ける運動として、共同募金は住民主体の運動を進めています。

多様化する社会福祉ニーズにいち早く対応し、きめ細かく福祉活動を行う民間の社会福祉事業の財政的支援として、共同募金は大きな期待が寄せられているのです。

誰もが安心して暮らせるまちに！

本県で寄せられた共同募金は、県内の民間福祉の推進に役立てられます。(災害時除く)

地域社会は、介護、育児、子育て、児童虐待等、多くの課題があり、このような課題は決して個人の問題ではなく、地域全体の問題として、みんなで支え合っていくことが大切です。

共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ。」をお手伝いし、誰もが安心して暮らせる社会づくりを支援します。

大切な浄財です！

共同募金のボランティアは、全国で約 200 万人。たくさんの人々に支えられた募金です。

共同募金会では、助成を受けられた施設や団体の方々に喜んで頂くだけでなく、ご協力頂いた方々にも、喜んで頂ける使いみちにしたいと考えています。

助成を受けられた施設や団体の方々は、是非、寄付者への「ありがとうメッセージ」を所在する地域の方々へ届けて頂けますようお願いいたします。

災害時にも活用されます！

共同募金会は大規模災害に備え、募金額の一部を「準備金」として積立てています。

この準備金は、大規模災害が起こった時に被災地での、災害ボランティアセンターの活動支援等に使われ、東日本大震災や台風 12 号災害の際にも、準備金が活用されました。

また、大規模災害発生時に災害救助法の適用状況に応じて、被災者支援のため、全国の共同募金会と連携し、義援金募集を行っています。

ご寄付をお願いします！

「ふるさとサポート募金」と検索してクリック！

「<http://www.akaihane.or.jp/furusapo/>」

平成 30 年度和歌山県赤い羽根共同募金助成金【募集要項】について

1 助成目的

地域が抱える課題解決の取り組み支援を重点的に実施し、また、従来から実施してきた取組を充実することにより和歌山の地域福祉の推進を図ります。

2 助成方針

平成 31 年度(2019 年度)に実施する社会福祉及び更生保護に係る備品整備費、車両整備費、施設整備費及び活動費 特に、今年度は例年の重点テーマ(①～⑤)の外、⑥子ども食堂に係る支援を本会の重点助成事業と位置づけています。

■重点テーマ①【青少年・子どもの育成】

(活動事例)

- ・ 保育園の園児に係る備品等の整備
- ・ その他

■重点テーマ②【安心・安全】

(活動事例)

- ・ 障がい者施設や保育園の老朽化等からの利用者の安心・安全に関する施設整備
- ・ その他

■重点テーマ③【障がい者の支援】

(活動事例)

- ・ 障がい者の就労支援に係る備品等の整備
- ・ その他

■重点テーマ④【地域から孤立をなくそう】

(活動事例)

- ・ 高齢者の社会からの孤立防止に関する支援
- ・ 障がい者(児)や家族の孤立防止に関する支援
- ・ ひきこもり等地域の支え合いに関する支援
- ・ その他

■重点テーマ⑤【特定非営利活動法人の活動支援】

(活動事例)

- ・ 地域の福祉課題の解決に関する支援
- ・ その他

■重点テーマ⑥【子ども食堂に係る支援】

(活動事例)

- ・ 子ども食堂を通じた子どもの居場所づくりに関する支援
- ・ その他

(備考)平成 29 年度 70 周年記念助成で実施した「地域の災害予防対策のための事業」は終了致しました。

3 スケジュール

- 助成事業受付 平成 30 年 11 月 9 日～12 月 14 日 本会に助成申請関係書類を提出(当日消印有効)
- 助成決定可否 平成 31 年(2019 年)3 月下旬 [助成決定可否通知は 3 月下旬～4 月上旬送付]
- 助成事業実施 原則 平成 31 年(2019 年)4 月～12 月

4 助成対象事業及び助成額

平成 31 年度(2019 年度)に実施する社会福祉及び更生保護事業に係る備品整備費、車両整備費、施設整備費及び活動費に助成

- A** 平成 30 年 3 月 31 日現在開所している県内に所在する社会福祉法人の経営する社会福祉事業に基づく施設(更生保護事業法に定める更生保護施設も含む)
 ※介護保険制度に係る施設、サービス及び事業は対象外です。
 ※公益事業及び収益事業に係る施設、サービス及び事業は対象外です。
- 助成対象<備品整備費、車両整備費及び施設整備費>
 助成限度額 100 万円以内(助成率 総事業費の 75%以内)
- B** 平成 30 年 3 月 31 日現在認証されていて県内に所在する社会福祉又は更生保護を目的とする事業を行う特定非営利活動法人 助成事業は(ア)又は(イ)のどちらか一つの助成対象を選択して下さい。一法人につき一整備費又は一活動費となります。(複数申請不可)
 ※介護保険制度に係る施設、サービス及び事業は対象外です。
 ※子ども食堂に係る支援の助成対象は活動費のみとします。
- (ア)助成対象<備品整備費、車両整備費>
 助成限度額 50 万円以内(助成率 総事業費の 90%以内)
 (イ)助成対象<活動費>
 助成限度額 20 万円以内
- C** 平成 30 年 3 月 31 日現在 1 年以上の活動実績があり、県内に所在し、県域で社会福祉及び更生保護を目的とする事業を行っている法人格がある社会福祉関係団体及び法人格はないが上記に準ずる社会福祉関係団体(子ども食堂を運営する団体を含む)
 ※社会福祉関係団体は複数申請不可
 ※ボランティア活動団体や地縁による団体等は助成対象としません。
 ※社会福祉法人が子ども食堂に係る支援の助成対象を申請する場合は、社会福祉関係団体とみなし助成対象は活動費とします。
- 助成対象<活動費>
 助成限度額 20 万円以内
- D** その他配分委員会で特に必要と認めたもの

5 助成事業実施期間(備品整備費、車両整備費、施設整備費及び活動費)

原則 平成 31 年(2019 年)4 月～平成 31 年(2019 年)12 月

6 助成欠格要件

- ・利用者の直接的な処遇に関係しない事業
- ・構成員の互助共済のみを行うもの
- ・対象がその関係者に限定されるもの
- ・助成金以外の財源によって運営が可能なもの
- ・地域の寄付者から信頼されていないもの
- ・行政所管庁の受託事業、公設民営施設(指定管理者制度によるものを含む)
- ・主として営利収入をもって経営している法人及び事業(みなされるものを含む)
- ・介護保険制度に係る施設、サービス及び事業
- ・公益事業及び収益事業に係る施設、サービス及び事業
- ・事務的な事業(それに流用できる事業を含む)、人件費は対象外
- ・事務的な備品(パソコン・複合機・プリンター等 それに流用できる備品を含む)
- ・その他不適当と認めたもの

7 助成事業申請

助成事業受付期間内に、本会に助成申請関係書類(様式1及び添付書類①～④は共通提出書類⑤は該当の助成対象事業の書類)を提出して下さい。(当日消印有効)

<助成申請関係書類>

平成30年度赤い羽根共同募金助成申請書(第2次募集)(様式1)

- | | |
|---|---|
| ① | 定款又は会則 |
| ② | 役員名簿 |
| ③ | ①社会福祉法人以外は前年度決算書 <u>(注意)社会福祉法人は前年度決算書の提出は不要</u>
※社会福祉法人は、福祉医療機構が公表する『社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム』により、前年度決算内容の確認を行うことができるため、提出は不要とします。
②前年度事業報告書 |
| ④ | 法人等・申請施設のパフレット(法人等や申請施設の活動内容がわかるもの) |
| 5 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■備品整備費の場合(助成対象：☐A社会福祉法人の施設 ☐B特定非営利活動法人)</p> <p>①備品の原則2社以上(採用業者・不採用業者)の見積書(写)、②カタログ(該当部分)</p> <p>■車両整備費の場合(助成対象：☐A社会福祉法人の施設 ☐B特定非営利活動法人)</p> <p>①車両の原則2社以上(採用業者・不採用業者)の見積書(写)、②カタログ(該当部分)</p> <p>③法人全体の現有車両一覧</p> <p>■施設整備費の場合(助成対象：☐A社会福祉法人の施設)</p> <p>①施設整備の原則2社以上(採用業者・不採用業者)の見積書(写)、②設計図</p> <p>■活動費の場合(助成対象：☐B特定非営利活動法人 ☐C社会福祉関係団体)</p> <p>①助成事業の事業計画、②助成事業の資金計画、③助成事業の資金計画の収支の補足説明資料</p> </div> |

8 その他

- ・助成申請は、一施設一助成事業に限ります。
- ・同一の社会福祉法人が助成申請できる施設の上限は3施設とします。同一法人内複数施設の助成申請は、施設毎に書類を作成の上、優先順位を別表に明記し、一括で提出して下さい。
- ・助成決定以前に購入したものの支払い等、事前着手した事業は助成対象となりません。
- ・助成金は、平成30年度赤い羽根共同募金運動の募金額が原資となります。
- ・助成決定後、助成金送金は法人名義の通帳への振込となります。(個人名義は不可)
- ・ご提供頂いた情報は、助成金の審査等の実施のために使用させていただきます。

9 お問い合わせ

その他詳細やご不明な点等ございましたら、本会までお気軽にお問い合わせ下さい。

社会福祉法人和歌山県共同募金会 URL <http://www.akaihane-wakayama.or.jp/>

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

TEL 073-435-5231 Email info@akaihane-wakayama.or.jp

助成申請関係書類作成に係る留意事項について

- 備品整備費の申請について(助成対象：[A]社会福祉法人の施設 [B]特定非営利活動法人)
 - ・利用者の処遇向上に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。
 - ・中古備品や事務的な備品(パソコン・複合機・プリンター等)は対象外です。
 - ・原則2社以上で見積り合わせを行ってください。(採用業者・不採用業者の決定)
 - ・見積書には、正式法人名、日付及び見積有効期限を記入
 - ・総事業費(見積額)には、消費税や共同募金助成明示の名入れ(必要な場合)を含めて下さい
 - ・カタログに定価記載がない場合は、価格表、定価証明書等を添付して下さい。
- 車両整備費の申請について(助成対象：[A]社会福祉法人の施設 [B]特定非営利活動法人)
 - ・利用者の処遇向上に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。
 - ・中古車は対象外です。※車両見積書(例)P7 参照
 - ・同一車種の同一条件で見積り合わせを行ってください。違う車種同士の見積り合わせは対象外
 - ・原則2社以上で見積り合わせを行ってください。(採用業者・不採用業者の決定)
 - ・見積書には、正式法人名、日付及び見積有効期限、車両本体価格を記入。
 - ・総事業費(見積額)は消費税や共同募金助成明示の3箇所のプリント(看板)代を含めて下さい。
 - ・商談メモのような書類は、見積書とは認められません。
 - ・メンテプロパック等のメンテナンス費用、道路サービス関連費用(JAF等)、自動車任意保険は対象外
 - ・カタログに定価記載がない場合は、価格表、定価証明書等を添付して下さい。
 - ・現有車用一覧は、車種名・所属施設名・購入年月日、走行距離・主な利用状況等がわかるもの
- 施設整備費の申請について(助成対象：[A]社会福祉法人の施設)
 - ・利用者の安心・安全等に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。
 - ・原則2社以上で見積り合わせを行ってください。
 - ・見積書には、正式法人名、日付及び見積有効期限を記入
 - ・消費税抜きの見積書は税込で総事業費に記載して下さい。
 - ・施工場所、施工面積、設置物の位置等が確認できる図面を添付下さい。
- 活動費の申請について(助成対象：[B]特定非営利活動法人 [C]社会福祉関係団体)
 - ・事務的な事業、実質的な団体運営費及び職員人件費は助成対象外(みなせるものを含む)
 - ・恒常的に行っている事業は原則助成対象外(みなせるものを含む) 但し、今年度、子ども食堂は、恒常的に行っている事業である場合においても助成対象とする。
 - ・実質的な懇親会(慰労会)に係る飲食代・交際費・旅費等の経費は対象外(みなせるものを含む)
 - ・助成事業に係る事業計画及び資金計画を作成して下さい。
 - ・資金計画(総事業費)は法人全体の資金計画ではなく助成事業の計画 ※資金計画(例)P8 参照
 - ・助成事業の資金計画の収支の補足説明資料の添付により、資金面を具体的に示して下さい。
- 赤い羽根共同募金助成金事業の明示について
 - ・備品整備費の購入備品は本会配布ステッカー(大サイズ 縦 72mm×横 64mm 又は小サイズ 縦 35mm×横 31 mm)で明示しますが、テント等のステッカーで明示の難しい備品は、

『 赤い羽根共同募金助成事業  社会福祉法人〇〇会 』 等のように明示をするための、

名入れ代を見積書に含めて下さい。

赤い羽根は赤色 『 PANTONE 1797M(M99% Y100% K(BL)4%) RGB(R225 G0 B18) 』 で、名入れをして下さい。文字の色は赤に限定しません。
 - ・車両はプリント(看板)で明示するため、その費用を見積書に含めて下さい。(P6 及び P7 参照)

【赤い羽根共同募金助成事業の明示について 車両のプリント(看板)表示(例)】

(助成対象： ☒ A 社会福祉法人の施設 ☐ B 特定非営利活動法人)

赤い羽根共同募金
助成車両

社会福祉法人〇〇〇会

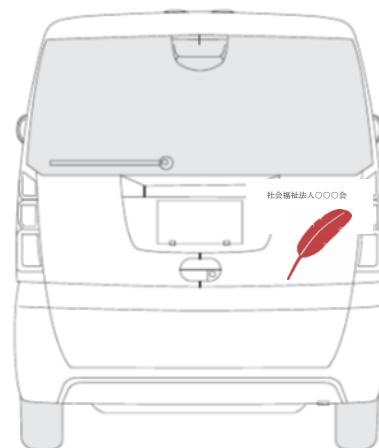
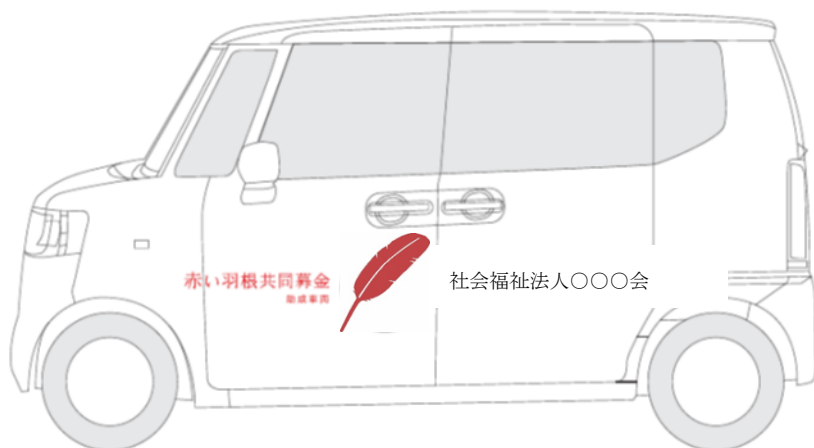
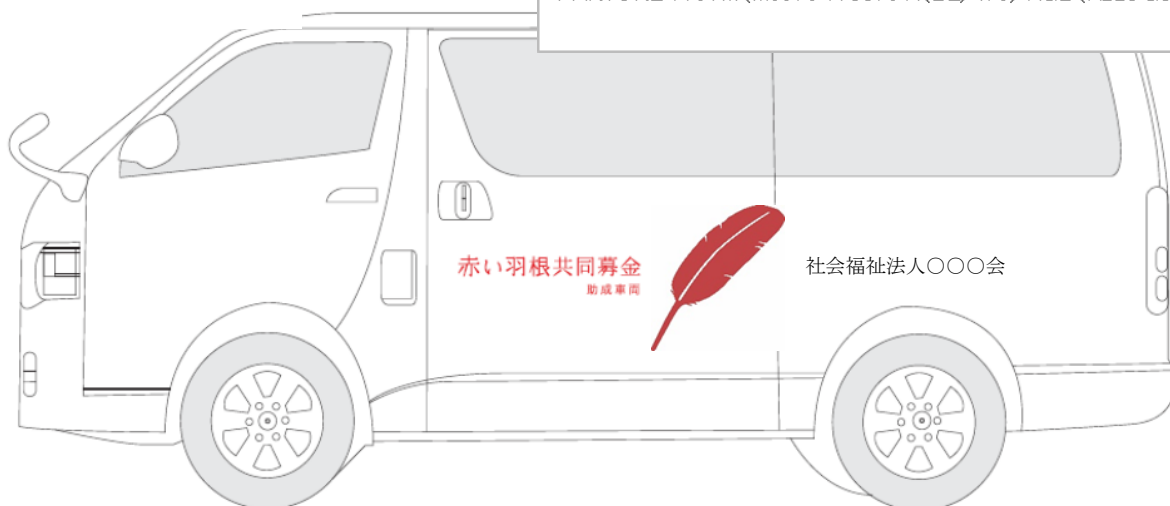
原則：赤い羽根マークと
赤い羽根共同募金と
助成車両の文字は「赤色」

原則：法人名は
「黒色」

車両申請は、車両の両側面、後部の計3箇所にプリント(看板)が必要です。見積書にその費用を含めて下さい。なお、字体、大きさは見やすくして下さい。(1文字10cm程度が目安です。)

原則 赤い羽根マーク及び赤い羽根共同募金と助成車両の文字は「赤色」、法人名は「黒色」でプリントして下さい。赤の色指定は、下記の通りです。

PANTONE 1797M(M99% Y100% K(BL) 4%) RGB(R225 G0 B18)



【車両見積書(例)】

(助成対象: ☐A 社会福祉法人の施設 ☐B 特定非営利活動法人)

御 見 積 書

様

作成日 年 月 日

消費税が発生する場合は、必ず計上して下さい。

下記の通り御見積申し上げます。

車両明細		見積有効期間		日間	
福祉車両については、課税対象諸費用分以外の消費税の課税はありませんので、ご確認下さい。					
ボディタイプ	排気量	駆動	ミッション	ボディカラー	型式
クルマイシヨウシャ(ロング)	2.0Lガソリン	FR	4A/T(ECT)	ホワイト	
車両本体価格		3,419,000		※1 内装	
値引き (-)		428,370		※2 ジャージ(ダークグレー)(標準)	
計	0.0%	2,990,630		※3 付属品(その他)明細	
※1 メーカーオプション価格	0.0%	0		ストレッチャー固定装置 45,000	
※2 付属品価格	0.0%	74,000		バックブザー 10,000	
車両現金販売価格(消費税込)①		3,064,630		フロアマット、スタンダードタイヤ 5,000	
				サイドバイザー(RVワイド) 14,000	
				付属品(その他)計 74,000	
下取車価格(-)		1,000,000		③共同募金助成明示の名入れ代金を計上して下さい。	
取車残債		3,064,630		※付属品の内容は、見積各社で大きく異なることがないように注意して下さい。	
差引お支払額②		3,064,630			
※3 税金・保険料		49,550			
課税販売諸費用等	5.0%	61,490			
預り法定費用等		18,330			
その他		0			
計③		129,370			
消費税・地方消費税合計		2,928			
		(%)は消費税・地方消費税率)			
現金販売時		3,194,000			
お支払総額(②+③)		3,194,000			
②福祉車両の自動車取得税・重量税等については、車種・用途・登録地(都道府県)等によって異なりますが、免除又は減税される場合が多くありますので、必ず確認して下さい。また、見積各社で取扱が異なることのないように注意して下さい。					
※3 明細		自動車取得税		12,410	
		自動車重量税		8,280	
		自賠責保険料		2,050	
		税金・保険料 小計		1,950	
		検査登録手続代行費用		130	
		車庫証明手続代行費用		380	
		納車費用(店頭)		0	
		下取車手続代行費用		0	
		下取車査定料		0	
		資金管理料金⑥		380	
		字光標板		0	
		課税販売諸費用等 小計(消費税込)④ 5.0%		61,490	
		預り法定費用 新規検査登録手数料		3,320	
		車庫証明手数料		2,600	
		預りリサイクル預託金⑤		12,410	
		公正証書作成費用		0	
		預り法定費用等 小計		18,330	
		自動車保険料		0	
		メンテナンス		0	
		その他諸費用		0	
		その他 小計		0	
		お支払プラン		④自動車任意保険は認められません。	
		自動車保険料		⑤メンテパスポート、メンテプロパック等のメンテナンス費用は認められません。	
		メ		⑥JAF(道路サービス関連費用)は認められません。	
		モ			

No. 018-1813

【活動費の申請時に必要とする資金計画（例）】

(助成対象： ☐ B 特定非営利活動法人 ☐ C 社会福祉関係団体)

様式は特に問いませんが、次のことに特にご留意の上作成ください。

- ・ どのような、地域の福祉課題のために、助成申請事業を実施をするのか。
- ・ 助成事業の実施による効果はなにか。
- ・ 助成事業を実施するための、事業計画及び資金計画は立てられているのか。

◎平成 30 年度赤い羽根共同募金助成申請書(第 2 次募集)(様式 1)の

「■助成金の申請額について」を説明するため、助成事業に係る資金計画を作成して下さい。

作成して頂く資金計画(総事業費)は法人全体の資金計画(総予算額)ではなく、助成事業に係る資金計画にして下さい。なお、助成事業の資金計画の収支の補足説明資料の添付により、資金面について具体的に示して下さい。

平成 30 年度赤い羽根共同募金助成申請書(第 2 次募集)(様式 1)の抜粋

■助成金の申請額について

(注意)助成金申請額の上限は法人の助成対象事業で異なるため、助成申請の手引きでご確認下さい。

資金計画 (総事業費)	①助成金申請額	200,000円	万円単位で記載
	②自己資金	140,000円	1円単位まで記載
	合計(①+②)	340,000円	消費税込みの金額で記載

(助成事業に係る資金計画の作成例)

平成 30 年度助成申請「○○○課題解決に向けたネットワーク構築事業」(平成 31 年度実施事業)

	科目	(円)	詳細	備考
収入の部	共同募金会の助成金	200,000		助成金が決定的した場合
	自己資金	100,000		前年度繰越金を充てる
	会費収入	30,000	会費 1,000 円×30 人	現在の会員数から計上
	寄付金収入	10,000	××株式会社	例年の寄付額を計上
	合計	340,000		
支出の部	会場借上料	100,000	～町福祉ホール借上料(4 回)	会議室料は HP から印刷
	講師謝金	50,000	○大学@学部教授(案)	参考資料として□□□(写)
	印刷製本費	130,000	△△ ○○○部(4 種類)	見積書(写)
	送料	10,000	△△送付料	○○運輸送付料の説明資料
	消耗品費	50,000		購入予定明細
	合計	340,000		

- ・ 資金計画の収入の部の補足説明資料として、収入の説明資料を添付しています。
- ・ 資金計画の支出の部の補足説明資料として、～町福祉ホール借上料(HP から印刷)、△△見積書(写)、○○運輸送付料の説明資料、消耗品の購入予定明細、講師謝金については、参考資料として□□□(写)を添付しています。

【参 考】

助成金決定後の手続きについて

1 事業の流れ

スケジュール	事業の流れ	提出先・問合せ先
助成金の申請 平成 30 年 11 月 9 日～12 月 14 日	社会福祉法人和歌山県共同募金会に助成申請関係書類を提出(当日消印有効)	社会福祉法人和歌山県共同募金会
助成金の可否の通知 平成 31 年(2019 年) 3 月下旬～4 月上旬	平成 30 年度共同募金助成金の可否の通知は 3 月下旬～4 月上旬に送付予定	〒640-8319 和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 7 階
助成金が決定した場合 平成 31 年(2019 年) 4 月～12 月までに助成事業を実施し、完了報告書等の書類を本会に提出	平成 30 年度共同募金助成金が決定した場合は 4 月～12 月の間に助成事業を実施して下さい。 ※助成金決定前の助成事業の着手は認めていません。 ※重大な変更等が生じる場合は、事前に変更申請を提出して頂き、本会の承認後に助成事業を実施して頂きます。 助成事業実施後は、助成事業完了報告書及び助成金交付請求書等を本会に提出して下さい。 ⇒承認後、助成金の送金を行います。 ※助成金は、原則、精算払です。	TEL 073-435-5231 Email info@akaihane-wakayama.or.jp

詳細は、助成金が決定した場合に、お知らせさせていただきます。



『赤い羽根自販機』で 社会貢献活動、しませんか？

赤い羽根 わかやま

設置者様

置いたらお得♪

設置費用は無料、販売手数料が支払われます。
設置者様の負担は月々の電気代と設置場所の提供だけ。

購入者様

買ったら幸せ♪

売り上げの一部が「赤い羽根共同募金」に寄付されます。
購入するだけで気軽に募金ができ、身近な地域福祉に貢献できます。

地域社会

みんなが笑顔に♪

和歌山県でご寄付頂いた募金は、和歌山県内の福祉のために役立てられます。
国内での災害発生時には、各都道府県共同募金会が協力して災害支援に役立てられます。



あ り が と う！

和歌山県でご寄付頂いた募金は、原則として和歌山県内の「障がい者の自立支援」や「子育て支援」、「高齢者の見守り活動」等、地域の様々な福祉活動に役立てられます。



使いみちは『データベースはねっ

と』で検索

<http://hanett.akaihane.or.jp/>



まずは、お気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人和歌山県共同募金会

TEL 073-435-5231

Mail info@akaihane-wakayama.co.jp

『赤い羽根自販機』で社会貢献活動しませんか？

赤い羽根 わかやま

設置・ご寄付の流れ

- ① お電話でお問い合わせ
(福)和歌山県共同募金会
電話073-435-5231
- ② ご希望の飲料販売会社(業者)を選択
各飲料販売会社の取扱飲料ラインナップ
パンフレット等もご用意しておりますので
お気軽にお声かけください。
- ③ 業者による設置場所等の確認

<業者が設置できると判断した場合>

- ④ 業者と契約内容等の相談
売り上げの5~20%程度が販売手数料と
して業者から毎月支払われます。
一か月の電気代は概ね 3000 円程度です

<設置契約の締結>

- ⑤ 自動販売機の設置(無料)
設置や置き換えに際して必要な電気工事
等もすべて業者が行います。
- ⑥ 自動販売機の管理・売上金の回収
自動販売機の管理や商品の補充、空き缶
の回収、つり銭の管理なども業者が行い
ます。業者から設置者様へ販売手数料の
振込を毎月行います。
- ⑦ 共同募金へ寄付金の振込
業者から共同募金への寄付金の振込を
行います。振込手数料は業者が負担。
寄付金額は、毎月業者から設置者様へ
お知らせします。



協力飲料販売会社

飲料販売会社が赤い羽根共同募金にご協力くださっています。設置者様にご希望の会社を選んでいただけます。

アサヒ飲料(株)

(株)伊藤園

コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)

サントリービバレッジサービス(株)

セングクベンダー(株)

特定非営利活動法人ハートフル福祉募金

(お取り扱いできない地域も一部ございます)

税制上の優遇措置

共同募金へのご寄付頂くと、税制上の優遇措置が受けられます。

共同募金会は、国や地方公共団体と同じように、「税制上の優遇措置の対象団体」となっています。お気軽に(福)和歌山県共同募金会までお問い合わせ下さい。

よくあるご質問

- Q1 どんな場所に設置できますか？
およそ 1㎡のスペースがあれば設置できます。
設置希望スペースに応じた機種が選べる場合もあります。
- Q2 個人でも設置できますか？
企業でも個人でも設置ができます。
設置場所を確認させて頂き、売上見込みなどを勘案の上、設置が可能かどうか判断させて頂きます。
- Q3 費用は掛かりますか？
設置に関する費用は無料ですが、毎月の電気代(概ね 3 千円程度)は設置者様の負担です。